

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 内田 綾子

内田綾子氏提出の博士論文「アメリカ先住民の歴史的記憶と現在—文化継承の模索—」は、先住民諸部族における伝統文化の再発見とその継承活動が連邦政府の先住民政策にどのような変容を与えたのかに注目した文化社会史研究である。

これまでの日本におけるアメリカ先住民研究は、主として先住民の運動史と連邦政府の先住民政策史の分野に集中してきたが、本論文は、1970年代以来台頭が著しい「新しい社会史」の方法に共鳴して、先住民諸部族自身による主体的な文化創造活動に注目するとともに、それが連邦政府の先住民政策に与えた影響を探ることによって、アメリカ社会における先住民の文化的な「同化と異化」の相関を問おうとした力作である。

具体的な対象としては、主としてサウスダコタ州に居住するスー族と、モンタナ、オクラホマ両州に居住するシャイアン族という平原部族に注目している。これらの部族は19世紀における米国の「西漸運動」という領土膨張の結果、多くの犠牲を強いられた部族であり、その結果、彼らの伝統文化、たとえば、ペヨーテ信仰とかサンダンスにはその記憶が色濃く浸透している。そのため、本論文では、先住民の独自の文化活動として、宗教、言語、儀礼だけでなく、遺跡や記念碑など彼らの記憶の形成過程にも注目している。

そのため、本論文では、連邦政府側の1次史料だけでなく、先住民諸部族の機関紙誌や評議会議事録、個人の自伝や証言を多数収集し、精力的に利用している。その上、何度かの訪米調査によるフィールドワークに基づく参与観察や聞き取り調査の成果もふんだんに利用されており、先住民の文化社会史という新しい分野の開拓に相応しい史料発掘の努力もされていると評価できるだろう。

以上の特徴をもつ本論文は、以下の構成で論証が進められている。

まず序章において上記の問題提起や先行研究の整理をおこなった上で、第1章「同化から自治へ」では20世紀初めから1950年代までの連邦政府の先住民政策とそれに対する先住民諸部族の対応が概観されている。ここでは、まず、先住民と米国政府間に形成された信託関係を説明したうえで、同化強制の強かった20世紀初めから「インディアン・ニューディール」期の改革を経て、1950年代における連邦管理終結政策までの変遷が述べられている。

次いで、第2章「自決の模索」では、1960年代以降の先住民運動の高揚とそれに対する連邦政府の自治尊重政策の展開が概観されている。とくに、全国インディアン青年評議会(NIYC)やアメリカン・インディアン・ムーブメント(AIM)などの活動に焦点をあて、「レッドパワー」などの言説にみられる自決意識の高まりを紹介している。また、それに対応して連邦政府の側が制定した1968年のインディアン公民権法などの立法措置が紹介されている。

このように第1、2章では、20世紀全般における先住民運動と連邦政府の政策を相互連関的に概観しているが、その上で「文化的適応のかたち」と題した第3章では、ラコタ・スー族の間で19世紀末に広まった「サンダンス」が一時「野蛮なもの」として禁止されながら、1970年代に復興していった過程が検討されている。また、19世紀末以来

平原インディアンの間で広まったペヨーテ信仰の場合も、白人社会への同化の妨げとして一時規制されながらも、1920年代のインディアン擁護協会などの努力で復活していった過程が紹介されている。

また、第4章「文化継承の試み」では、1970年代以降に進展した先住民独自の信仰復興を求める運動とそれに関連した「聖地」返還や保存運動が発生する中で、連邦議会が1994年に先住民信仰自由法を制定するまでの過程が詳述されている。また、同様に部族語の復活とそれによる教育を求める運動がナバホ族などを中心に台頭した結果、1969年にはナバホ・コミュニティ・カレッジが創設され、1990年には先住民語の保護を規定したアメリカ先住民言語法が成立する過程が紹介されている。

次いで第5章「経済開発と文化」では、シャイアン族の保留地でみられた鉱物資源の乱開発による聖地の破壊などに対して、先住民の側が1982年のインディアン鉱物開発法などの権限を利用して交渉権を強め、聖地や環境の保護を要求していった過程が分析されている。また、ラコタ・スー族の場合は、その保留地が最貧困地帯と呼ばれながら、1986年にラコタ基金を設立し、少額貸付によって地元産業の育成に成功していったという興味深い事例が発掘されている。

次いで「記憶の景観」と題された第6章では、スー族の聖地ブラックヒルズとウンデッドニー虐殺地とか、リトルビッグホーン戦場やサンドクリーク虐殺地に焦点をあてて、これらの遺跡保存をめぐる先住民と連邦政府の交渉過程が紹介されている。とくに、「カスター戦場国立記念施設」という名称が1991年の連邦議会での論争をへて、2003年にはカスター将軍の名を削除し「リトルビッグホーン戦場国立記念施設」に変更されたという事実の紹介は興味深い。

最後に、終章においては、同化と自治の間で揺れた20世紀の連邦政府の先住民政策に対応して、先住民は「同化と異化」という双方のアプローチを使い分けて、自らの伝統文化を復活、継承してきたと結論づけている。また、先住民の歴史的な記憶は彼らのアイデンティティの起点となって文化の継承を促進し、米国政府から「尊厳」の承認をかちとることによって米国社会の「多文化主義化」を促進してきたことも結論として強調している。

以上のように、本論文は、1960年代以降の先住民運動のなかで先住民が「伝統文化」を再発見し、それによって部族を超えた「汎インディアン」意識を強め、先住民運動のエンパワーメントを図っていった過程を文献史料だけでなく、現地での参与観察や当事者への聞き取りなどを通じて明らかにした点で高く評価できる。また、そのような自らの尊厳の「承認」を求める先住民の動向に対応して連邦議会や政府が様々な文化的な自治擁護の立法を図ってきた過程の発掘も、日本ではあまり知られていない事実だけにそれを紹介した意義も大きい。

ただし、以上のような意義を有する本論文にも若干の欠陥は見いだせる。まず、先住民の側が「同化と異化の使い分け」を図ってきたという分析枠組みには説明不足が感じられる。確かに、かつて独立国家であり、米国との戦争に敗れて、条約を締結して多くの土地を明け渡してきた先住民の場合、他のマイノリティにはみられない「条約権」という独自の権利が認められてきたという特殊性をもっている。そのため、先住民の運動は絶えず「分離独立」や「自決」の傾向を示しながらも、米国社会からの「統合」の圧力をうけて、米国社会内部のマイノリティとして生活せざるをえなかったという二重性をもってきた。そ

れでも文化的な独自性は長く保持してきたのであるから、「同化」といってもそれは法的な「市民化」の側面が強く、「文化的な同化」とは異なる点も整理が必要であろう。

また、先住民の「伝統文化」を構成する宗教、言語、儀礼、記念碑、記憶などが並列されている印象が強く、それらの諸側面を特定の部族内における集団間の対抗などのダイナミズムに即して、「伝統文化」のどの側面が選択されていったのかという「文化の政治学」的分析が不十分である印象が残る。また、保留地が抱える貧困問題などが果たして文化的なエンパワーメントで解決されるのか、という疑問も残る。さらに、本論文では先住民の文化運動が連邦政府の自治尊重の立法化を実現させ、多文化主義化を促進した面が強調されているが、1990年代の米国では多文化主義を否定する動きも活発であったのであり、そうした角逐の中で先住民文化の保護をめぐる対抗も再評価する必要もあるだろう。

しかし、このような若干の欠陥は本論文の中では補足的なものであり、基本的な価値を損なうものではない。本論文は、先住民自身を歴史の「主体」として復活させるべく、先住民自身が残した様々な史料を丹念に発掘するとともに、度重なるフィールドワークによって先住民自身の「文化的な声」を歴史過程に復活させたことに最大の意義がある。また、連邦議会や政府側の動向についても詳細に検討し、先住民側の「文化的な自治」要求が一部にせよ受け入れられていった過程を実証した意義も大きい。

したがって、本審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。